

第 33 回 仙台市宅地保全審議会

議 事 録

平成 24 年 6 月 7 日

仙台市役所 2 階 第一委員会室

第33回 仙台市宅地保全審議会

日 時 平成24年6月7日（木）午後5時30分～午後6時25分

場 所 仙台市役所2階 第一委員会室

出席者 仙台市宅地保全審議会委員

出席委員…飛田会長、今西副会長、吉田委員、源栄委員、風間委員
内藤委員、渋谷委員、斎藤委員、嶋中委員、佐伯委員、
脇坂委員、千葉（則）特別委員、三辻特別委員

欠席委員…吉川特別委員

事務局（仙台市）

都市整備局長、復興事業局長

復興事業監、宅地復興部長、住環境部長、

開発調整課長、宅地保全調整課長、

北部宅地工事課長、南部宅地工事課長、

コンサルタント

株式会社復建技術コンサルタント本社、

応用地質株式会社東北支社、東北ボーリング株式会社本社、

株式会社三協技術本社、株式会社テクノ長谷本社

内 容

1 開 会

2 挨 拶

都市整備局長

復興事業局長

宅地保全審議会長

3 報 告

4 議 事

(1) 【報告事項】 ア 安定解析手法の手引き（案）について

イ 8地区における変状メカニズムと対策方針について

ウ 緑ヶ丘四丁目地区における区域区分と対策方針について

(2) その他

5 閉 会

事務局 : それでは、定刻でございます。本日は、大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまから、第33回宅地保全審議会を開催いたします。

その前に若干、事務局の方からお詫びさせていただきたいと思っております。

ちょっと、この状況の中で色々、連絡が不徹底なところがございますして委員の方々にご迷惑おかけしたことをお詫びしたいと思っております。

今年度、第一回目の宅地保全審議会ということでございまして、本日の宅地保全審議会のメンバーの中で、宮城県の方から参事兼建築宅地課長がご出席いただいておりますのでご紹介をさせていただきます。

委員 : どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : それに伴いまして、メンバー表を一部修正したものを、あとで配らせていただきたいと思います。仙台市の体制の方も色々変わっておりまして、いままです都市整備局が事業及び事務局をやってございましたが、今年の4月1日から、事務局は都市整備局、事業の方は復興事業局で、被災宅地関連の方は宅地復興部が担当となってございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に簡単にですが、仙台市側の体制についてご挨拶させていただきます。

まずは、都市整備局の方から、都市整備局長でございます。

住環境部長でございます。

復興事業局長でございます。

宅地復興部長でございます。

事務局は従来どおりですので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、都市整備局長より挨拶をさせていただきます。

都市整備局長 : ただいま組織の改正等で、司会のほうから復興事業局も含めて紹介がございましたけれども、都市整備局の局長として4月から参りました。ひとつよろしくお願いいたします。

また、今日は委員の皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

仙台市におきましては、ご承知のように昨年、復興計画をつくりまして、今年度は、復興交付金等につきましても付き始めておりまして、復興元年ということで本格的な復興に向けて、仕事をしようということでございまして、また、体制的にも司会の方からございましたが、復興事業局をつくってまい

ったところでございます。

そういう中で都市整備局は宅地保全審議会につきましては事務局としてということで、復興に向けては大きく都市整備局、復興事業局が車の両輪となって、今後、進めてまいりたいと思っているところでございます。

そういった中で、委員の皆様には昨年来からご審議、ご検討を通しまして、さまざまな貴重なご意見を賜り、心から感謝申し上げます。

おかげさまをもちまして、国が創設いたしました「造成宅地活動崩落緊急対策事業」を中心とする本格的な対策工事の施工まで、もう一歩ということろまで来ていると、わたしの方で認識しているところでございます。

委員の皆様には、何かとご多忙のところではございますが、引続き、技術的、専門的な見地からご助言、ご指導等を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

事務局：続きまして、復興事業局長から、挨拶させていただきます。

復興事業局長：あらためまして、復興事業局長でございます。

通常、こういった会で、当局側が二人も挨拶するのは非常にないケースでございますが、今回、4月に新しい組織としまして復興事業局ができたわけでございます。

もともと、震災復興本部が昨年度ございまして、復興計画づくりを中心に役割を担ってきたわけでございます。

今回、計画をつくって、それを実施する部門も新しい局でやりなさいということがございまして、これからご審議をいただきます、被災宅地の復旧工事、これも、わたしどもが直接、担当することになりました。

また、沿岸部の津波被災のあったところの集団移転事業も、これも行うことになっておりまして、その他に被災された方々の自立へ向けての生活再建支援、こういった大きな復興事業のうち、主要な三事業を復興事業局が務めさせていただくことになっております。

特に被災宅地復旧にあたりましては、非常に数の多い被災宅地をできるだけ早く、皆様方が、市民の方々が安心して、前の暮らしに戻っていただくと、そのためにできるだけ、わたしども、新しい局の中に新しい部も、宅地復旧のための部もつくりまして、総力を挙げて取り組む、こういうことでございます。

皆様方にはわたしどもも、できるだけスピード感をもって取り組む、その意味で、専門的なご意見をいただきながら、お知恵をお借りしながら、

進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局 : それでは、今年度の第一回目ですので、会長の方からも一言ご挨拶お願いいたします。

委員 : 審議会の会長を務めております、飛田と申します。よろしくお願いいたします。

この宅地災害関係の審議会ということなのですが、実はこういったものは過去に事例がなくてですね、阪神大震災のときに急傾斜地で70億円位のお金が出ているのですが、今回はそのような額よりも遥かに超える額で、しかも被害が甚大というふうなことで、なおかつ期限が限られているということですね、担当されている仙台市の職員の方もそれをサポートする皆様も、非常に、大変な思いで事業を進めていかなければならないという状況になっているかと思えます。

この宅地保全審議会の下に技術専門委員会がありまして、8回、9回というふうなことで技術専門委員会を開かさせていただきました。

なぜ、開いたかといいますと、国の方から対策工法の選定のガイドラインが出てまいりまして、従来よりも広い工法が採用できる状況になりました。

それに基づきまして、いろいろな見直しとか、その結果として、対策工法のあり方も変わってきているというふうなことで、専門委員会の方で検討していただきたいということですね。

それに伴って、安定解析手法という、まあ、過去に例のないような解析手法を踏まえながらやっていかなければならないことで、手法の妥当性もありました。

今回、一つの対象地区にですね、2つの事業っていうのは過去に例がないのですが、いろいろ地盤等も検討した結果、ある地区について2つの事業が適当ではないかというふうな判断になりましたので、それも技術専門委員会で検討していただきたいということで、2回に渡りまして、もちろん2回の間にも、我々の間といろいろ意見交換させていただきました。

その中でひととおりの結論を得たものですから。それは技術に限定した結論でございます。宅地保全審議会はさらに、その上の高所のところから、もう少し、技術に限らない視点から対策が適当なのかどうか、そういったことを判断する機関ですので、ご報告申し上げますけれども、そのことについて、忌憚のないご意見をいただきまして、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いします。以上です。

事務局 : ありがとうございます。
実は今回、先ほど、いま、会長の方からお話がありましたが、国の方で被災地復旧にかかるガイドラインが改訂になっております。
その際、実は今年の2月に、会長にもわざわざ東京と一緒に行っていただいて、仙台市の被災状況を踏まえて、ガイドラインの改訂に反映させていただきましたこと、ご報告として付け加えさせていただきます。
それでは、これから先の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

事務局 : それでは、本日の審議に必要な資料の確認をさせていただきます。
委員の皆様のお手元に、資料一覧を配布しておりますが、足りない資料等がございましたら、挙手をしていただければと思いますが。
次第の方に、資料ナンバーが振ってあると思いますが、それに応じた資料がおありでしょうか。
それでは、大丈夫と思いますので、これから先の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 : ありがとうございます。着席のうで進行させていただきます。
それでは、いまから審議会を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。
まず、本日の会議の成立についてお知らせいたします。
本日は、委員14名中、13名に出席いただいております。
過半数を超える出席となりましたので、仙台市宅地保全審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本会議は成立しています。
それではここで、傍聴人の皆様に、お守りいただきたい事項を事務局より説明いたします。

— 公開審議の確認、傍聴人への注意事項 —

委員 : はい、ありがとうございます。
それでは、次に、本日の議事録署名についてでございますが、署名を担当していただく委員を、委員と委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(両委員同意)

委員 : はい、それではよろしくお願いいたします。
それでは、議事次第に従いまして、仙台市側からの報告ということで、宅

地復興部長、よろしくお願いいいたします。

事務局 : 恐縮でございますが、資料の一番うしろについております、参考資料“公共事業による被災宅地の復旧スケジュールがまとまりました”その資料について、ご説明させていただきます。

この資料でございますが、この5月に本市の宅地復旧のスケジュールについて、仙台市から公表したものでございます。

約4000以上の中規模程度の宅地被害があったわけですが、そのうちの約8割を公共事業で復旧し、残り2割につきましては、あらたに創設しました助成金制度の活用等を含め、自力復旧というふうなことで復旧してまいります。

このうち、現在、228地区で予定しております、公共事業のスケジュールでございますが、囲みでございますように、この6月までにすべての箇所において現地の測量調査に入ることとしております。

現在、約9割ほど着手しているふうなところでございます。また、工事の着手ですが、早い地区におきましては、本年10月から、遅くともすべての地区につきまして、本年度内の着手を目指してまいります。

また、工事の竣工でございますが、比較的工事規模の小さい箇所につきましては年度内に、また、それ以外の地区につきましても、来年度末までの竣工を、目指してまいりたいと考えています。

特に公共事業につきましては、今年度内の工事着手が国の採択要件といったこともありまして、鋭意設計を進め、早期着手を図ってまいりたいと考えています。以上でございます。

委員 : ありがとうございます。それでは議事に入っていきたいと思えます。

議事の進め方ですけれども、お手許に報告書というA4サイズの1枚のものが出ているかと思えます。これが下部組織の技術専門委員会での検討結果をとりまとめたものになっております。

これを補充するものとして、資料1、2、3がお手許にあるかと思えます。進め方といたしましては、この報告書を、わたくしの方で読み上げて、それで、質問等をいただいて、必要があれば、資料1から3までを基にいたしまして、仙台市あるいは関係者が説明するというふうなことで、進行していきたいと思えます。

委員 : まず、一番目ですが「安定解析手法の手引き(案)」資料1について説明いたします。

お手元の資料が、委員長から会長へ、という非常に奇妙なものですけれど、非常に迅速に進めなければいけない事業ということで、会長と委員長を兼ねるといふ、非常に特別なやり方でやっておりますのでこの辺をご了承いただきたいと思ひます。

説明申し上げるのは、委員長の立場として説明申し上げます。それではこの報告書の、1)「安定解析手法の手引き(案)」について読み上げさせていただきます。

宅地の耐震解析については、現時点で準拠すべき設計手法は指定されていない。このため、過去の安定解析手法および今回の被害状況を踏まえて対策工の設計手法が提案され、いくつかの被災事例に基づいてその妥当性が検証されている。

技術専門委員会としては、提案された手法は、ほぼ妥当な設計手法であると判断し、今回の復旧事業の基本的計算手法として採用することに異論はない。しかし、今後事例を重ねた場合に、例外的検討が必要となる場合も想定される。

さらに、この手引き(案)が、今後の震災による宅地被災復旧事業、あるいは予防的措置である宅地耐震化事業への影響の大きさを考えると、設計手法の妥当性について様々な観点から、今後も、その合理性を確認するという慎重な対応が必要であり、当面、案として位置づけ、事業を推進し、計算事例の累積とともに、さらに設計手法の妥当性を検証する姿勢が必要である。

このような概要で報告させていただきます。

委員 : この段階で、これで質問といわれても、専門委員以外はもう少し、背景を説明させていただければいけないということだと思います。

安定解析手法といいますか事業を進めるうえで、要するに国土交通省の方から水平震度0.25ですね。これはかなりきつい条件ですが、その条件で安定解析を行って、大丈夫であるという対策をなさいということで、そのことについては、枠がはめられているということです。

ただし、具体的にどのようにやったらよいかというのは、現時点ではまったく存在していないということで、いろんな方法が考えられるんですが、今回ですね、ほぼ妥当っていいですか、いろんな組み合わせがあるんですが、これだったら、ほとんどの技術者が理解できて、実際に計算できて、仕事がうまく進む。

それで、その手法としても妥当であるという案が提示されて、8地区について、解析手法でほぼ妥当であるという結果を技術専門委員会で確認しているということです。

ただし、この問題は非常に難しく、水平震度0.25は過大すぎではないか、との色々な問題があると思います。

たぶん、学会などでこの問題を議論したら、絶対に収束しないような難しい問題です。

ただし、我々は仕事をまず進めていかなければいけないので、暫定的な案をつくりまして、暫定的な案といたしましても、それでほぼ間違いのないであろうという案をつくりまして、それに基づいて、まず、進めていくと。

何か違う事例とかありましたら、また、技術専門委員会の方にかけていただいて、修正を加えながら、良いものにしていきたいということで、提案された手法は、資料1ですが、ほぼ妥当であるという判断をさせていただいたということでございます。

何か事務局の方で、この資料1に基づきまして、追加すべき説明はありますか。

事務局 : いまの段階では特にございませぬ。

もし、質疑の中で資料1の説明などが必要であれば、その際にまた、対応してまいります。

委員 : 何かございますでしょうか。

最初にお断りすべきだったのですが、この報告書は、実は委員長が会議のあとに請負いまして、さっき一生懸命つくっていたもので、文言等が十分に検討できていません。

もしかすると、私を助けてくれるはずの専門委員からも、野次に似た修正案が出てくるかもしれませんので、その辺はご了承ください。

委員 : ございませぬか。それでは続きまして、2)「8地区に関する変状メカニズムと対策方針について」

この基資料は、大きなA3判の8地区の非常に細かな字で、なかなか読み切れないと思いますが、この資料が基資料となっています。これについても読み上げさせていただきます。

委員 : 提案された8地区に対する変状メカニズムと対策方針については、ほぼ妥当なもの判断される。

しかし、この事業による今後の宅地被災復旧事業の多様性あるいは予防的措置である宅地耐震化事業への影響を考えると、以下の点に留意して、対策工を選定していくことが必要である。

1. 対策工の選定に対して、費用対効果の面からも合理性が確認できるようにすること。

2. 今回の事業の対象となるすべての被災地区に対して、公平な対策工が選定されるように十分に検討すること。

ということで、2点に注意することを加えて、「変状メカニズムと対策方針」につきまして、妥当であるという判断を技術専門委員会はいたしました。

この点につきましてはもちろん、文言の修正でも結構でございますので…

委員 : そもそも、8つの地区と出ておりますけれども、前回の審議会の資料を見ても11地区、あるいは答申書では17地区で、この8地区というのは、どういう意味合いのものなのか。

審議会の流れの中で、ちょっとご説明いただけないでしょうか。

事務局 : はい、今回ご報告させていただきました8地区の位置付けでございますが、昨年度、宅地に関する被災規模の大きい17地区につきまして、対策方針などについて宅地保全審議会技術専門委員会の方でご意見を伺ってまいったところでございます。

17地区の中の8地区ということで、この8地区でございますが、その後、新たな調査結果、検討結果がまとまってきましたので、改めて技術専門委員会の方に、ご報告したものでございます。

委員 : いまの説明では分かりにくいかもしれませんが、要は前回までのものは、例えば、盛土と切土の境界部をすべり面とするような、いわゆる活動崩落事業と呼んでいるのですが、簡単な言葉で言うと大きなすべりを対象とするんだったら、補助事業になるという話がありました。正直なところ、それを前提に色々検討を進めてきたということです。

ところが、平成24年4月になってですね、選定工法ガイドラインという国土交通省から出てきて、そちらの方は深い大きいすべりだけでなく、もう少し規模の小さいすべりとか地盤変状も対策工として考えてよろしい、という意味合いのガイドラインが出てまいりました。

そうしますと、そのガイドラインが出た以上、我々としてはより、被災された方の宅地をいいものにしたいと考えますと、当然見直しをしなければいけないということです。その見直しに際しまして、先行したのが、その8地区でございます。

多分に今後の事業を進めるうえで、言葉は非常に難しいのですが、典型的な地区を選んで、これを詳細検討して、今後のお手本という言い方も変です

が、そういうものになるような8地区を選んで、詳細検討を加えたということです。

ですから、前よりも多様な対策工法で、それをできるようになったということです。それが、その検討結果が妥当であるかどうか、それを技術専門委員会でも検討したということになります。

委員 : そうしますと、17地区あったうちの8地区を、詳細検討したということですが、残りはどうなりますか。

事務局 : 残りの地区につきましても、調査検討をさらに進めてまいりまして、結果がまとまり次第、また、技術専門委員会の方に報告する方向で考えております。

委員 : 何せ、すべて228地区のうち、末尾の8だけが一応かなりの精度で検討できた。

今後はこれをベースにして、どんどん調査を進めていって、どんどん対策を検討していきたいということになります。

委員 : 228地区、最終的にその全部を、こちらに報告するということですか。

委員 : それ、どっちだろう。
宅地保全調整課長、お願いします。

事務局 : 残りの約210地区でございますが、すべてを技術専門委員会に報告することは物理的に困難ということもございます。

まず、17地区について、ご報告させていただいて、ある程度、こういうパターンではこういう考え方というご判断がいただければと思いますので、それを横展開して、おおよそで考えていける部分につきましては、必ずしも報告しないで、どんどん復旧の対応を進めていきたいと思っております。

しかしながら、17地区のパターンでは、はみ出てしまうような例外的なものが出てきましたら、委員長と相談させていただいて、扱いについて検討させていただきたいと考えております。

委員 : 簡単に言いますと、自分達でやれるんだったら、どんどん事業を進めていいと。

ただし、何か問題を感じたなら、技術専門委員会を開催する方向で、ある

いは委員長に相談し、委員長が問題ありと判断した場合は、技術専門委員会で検討する。

まあ、委員長と事務局で何とかなるような問題は、もう、とにかく前に進み、期限に間に合わせる。それを第一にやるという方針でやっていきたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

委員 : それでは、最後に包括的な質問ご意見をいただくということで、次に、3) についてご報告させていただきます。

3) 緑ヶ丘四丁目地区における区域区分と対策方針(資料3)について。

緑ヶ丘四丁目地区については、変動が大きく家屋被害も大きい地区等においては現地再建が困難とし、変動が小さく家屋被害も小さい地区においては、現地再建が可能とする提案が出され、技術専門委員会では、ほかの7地区とは分けて詳細な検討を行った。

種々意見が交わされたが、以下のような検討結果とした。

この地区については、盛土の状態を調査結果に基づいて、3つに区分することができる。

すなわち、大きな変状を伴い被害が甚大な地区(Dブロック)、地下水位が高く湧水も見られ被害大の地区(Bブロック)、変状が小さく被害も小さい地区(A、C、Eブロック)である。

BおよびDブロックについては、宅地としての適性に問題があり、宅地の耐震性強化に大きな困難が伴うものと推定されるため、現地再建が困難とすることが妥当であり、A、C、Eブロックについては、現地再建が可能であると判断した。

なお、現地再建が困難である、BおよびDブロックに対して、適切な対策事業を行うことが、他の地区の安定性を高める上で不可欠であるが、提案された対策工法は妥当なものであると判断した。

委員 : ついでに、なお書きも読ませていただきます。

なお、今後の事業の遂行に当たっては、宅地被災状況および現況を被災住民に十分に説明すべきである。

公的補助事業では対応できない宅地表層部の処理などの自助努力が、宅地および家屋の減災にとって重要であることを、分かりやすい解説パンフレット等の作成、説明会の実施等で周知していただきたい。

ということで、なおは、1、2、3すべてに付随するようなものとしてお

ります。

以上の報告につきまして、何かご質問ご意見等はありませんか。

委員 : 専門的なことはちょっと分かりませんが、たしか、特に緑ヶ丘地域はアンケート調査なんかを地域の方の方にしていると思いますが、そういう地元の方の意向がたぶん、あるんだと思いますが、その整合性なんかはどういうふうに捉えているのか。

質問というより、確認みたいな感じですが。

事務局 : 地元で2月にアンケート調査をしました。4月に個別相談会等を開催しております。

今回、この集団移転対象地区ということで、Bブロック、Dブロックを対象区域にしたわけでございます。

こちらの中に移転希望の方は、7割程度ということで把握しているところでございます。

委員 : A、B、C、Dと分けたわけですね。

事務局 : すみません。

いま、移転希望の方は7割ということでご説明しましたが、残り3割についてですが、現地に残りたい方は約1割でございます。

あと判断に迷われている方、その他の方は2割ということでございます。

委員 : もっとクリアーに、たぶん防災集団移転対象のBとDとの、まあ、そういうふうに技術専門委員会では宅地の状況から判断したんだけど、それが大きく、住民の方の考え方と外れていないかどうか、その辺の確認を、仙台市はどうしているかということですね。

委員 : そうです。

事務局 : A、Cブロックの皆様でございますが、こちらの皆様は、現地で生活したい方が9割程度ということでございます。

事務局 : 委員の方からご説明していただいているようにですね、私どもですね、今回の区域設定につきましては、あくまでも技術的見地から区域区分をしているところでございます。

実際これまでとった、現地調査のそちらの意向と、非常に近いものがあるという認識を持っています。

委員 : あくまでも、技術専門委員会は技術だけで宅地、特にD、真ん中の大きいブロックですが、これが変動が大きいし、被害率が非常に高いということで、非常に難しいだろうと。

種々、検討したのはBブロックなんですけど、ここはそれほど斜面角度も大きなくて、ただし、湧水が見られたり、被害率が高い。

Dほどではないが、被害率が高いというふうなことで、とにかく、この地区、たぶん排水がうまくいくのでしたら、まだ宅地として使えるかなというのがあるんですが、粘性土質の土で、土も決していい状況ではないし、地下水位も高いということだと、ここに再度、何かの処置をして宅地をつくっても、10年後、20年後、30年後、今回とはずっと規模の小さい、いわゆる宮城県沖地震に耐えられるかということ、かなり難しいと判断して、住んでいるところを離れる防災集団移転というのは、できれば心情としては選びたくないところもあるんですが、技術的観点からは動いた方がいいだろうと、判断をさせていただいたということです。

委員 : 緑ヶ丘四丁目の具体的な案が出てきたんですが、四丁目ではなくて、緑ヶ丘地区というのは、1978年の地震の時に移転問題の実績がある。

そうしますと、あの時の対応と今回の対応で技術的に何が共通で何が違ったのか、それと社会的対応、今回と、当時、どういう対応したのかを住民の方みんな知っているわけですから、その辺を表にしてみせるのが、大事なんじゃないかと思います。

もう一つ、先ほどの大前提のところで費用対効果、公平と。

言葉でいうのは簡単ですが、何が公平なんですか、評価基準は何でか、という辺りの具体的な数値をもって、何で決めているのか。何をもって割り当てているのか。そのあたりが心配なのですが。

委員 : その辺は、わたしもリスク解析とかを考えて、宅地被災あるいは災害に、なんとか、こういった公平な基準の指標を見つけることができないか、この審議会に関係なく、わたしの研究テーマなんですけど、たぶん、納得させられるような指標を提示できるかということ、非常に難しいという気がします。

こんなふうにやれば、指標になりますよという議論は簡単ですけど、具体的に多くの人々が納得するような指標を、災害とかに関してですね、提示できるかっていうと非常に難しい。

難しいんですが、たぶん、その努力をしていかないと。
どうですか、リスクのプロの委員は。

委員 : リスクはリスクテイクの問題と、リスクコミュニケーションの問題と、2つの大きな柱があります。

リスクテイクとは、そこにおられる人達がどれだけ自分達のリスクを背負うのか、背負わないのか、やはり、それは公共事業でやれるところは限られていますので、そういったことを含めて考えなければならない。

もうひとつは、リスクコミュニケーションの問題ですが、お互い、やはり、どこかでこれでよいという線を引いていかなければならないのですが、その場合には、やはり、我々の方としては住民の人達に対して、きちんと状況を正確に説明してあげる。住民の人達は分からないことは何でも聞いていただけるような、そういう場ができれば、たぶん、こういうものっていうのは、どこかに収束するだろうと。

ただし、一番の問題は時間的余裕です。時間的な余裕っていうのは、ある意味においては、100パーセントではないかもしれませんが、それが70パーセントでも、前に進めるためにはそれを乗り越えていかなければならない。その時にはやはり十分なリスクコミュニケーションが必要なことではないかと思います。

今回の場合は、特に集団移転する、しないというのは技術的には、我々、技術専門委員会として考えたのは、どう考えても、このままであれば、将来の地震に対して、責任を持たないような技術的な問題が生じる場所を、BとDという形で、選定させていただいたというのはあると思います。

以上です。

委員 : そうですね。

やはり、ご指摘のように1978年の時の対策事業と、今回の対策事業を対比しながらしっかりと考察していくということを、これは一度しておかなければならない話ですね。

委員 : 特に住民は、隣近所で分かっているはずですね。

委員 : そうですね。1978年の時にやはり集団移転の地区があったんです

けれども、その辺ですと、申し訳ないですが、きょう欠席された委員が実際、作業に携わっておられて、又聞きになるんですが、まあ、大変だったということですよ。

その当時はですね。ですけれど、今度の震災で、その関係者に来てみたら、あの時移転したことが、わたし達にとって結果は良かったと。

でも、結果が良かったと本当に思えたのは、この東日本大震災だった、みたいな話を聞くと、この問題がいかに難しいか、やっぱり認識させられる。

たぶんに住んでいる土地を離れて、それこそ、30年近くなって初めて良かったと思える。やはり、その辺の難しさをきちんと踏まえて、こういう仕事をしなければとつくづく思いました。

その他、ございませんでしょうか。

委員 : BブロックやDブロックは、宅地としては不適であるという技術的見解が示されて、事業としてはおそらく防災集団移転の適用を想定されていると思うんですが、防災集団移転の事業については、建築基準法の災害危険区域にかけるということが前提にあるわけですが、今回この結論、技術的な検討をもって、このラインで災害危険区域を今後かけていくという方向性なり、方針は固まっているのでしょうか。

また、その際、今回外れたAとかCとかEとかにはかけなくて、ほんとの技術的なラインでかけていくという考えでしょうか。

事務局 : はい、そのとおりでございます。

委員 : その他、ございませんでしょうか。

それでは、この(1)(2)(3)にかかわらず、今回、緊急に仕事を進めなければいけないということで、このような形を取らせていただいたのですが。

(1)(2)(3)プラス、宅地被災の事業に関して、何かご意見とか、あるいは、ご質問があったら、せっかくのチャンスですので受けたいと思うんですが、何かございませんでしょうか。

委員 : 先ほど、委員がおっしゃったのと似ているんですが、結構、住民の方って、「次の地震で大丈夫か？」という質問がでてくるとは思います。前から話していますが、わたしども、絶対大丈夫ですと、言わないけれども、少なくとも1978年に対して言うと、緑ヶ丘一丁目は大変ヘビーな対策をして、今回も被害にあった。

三丁目は、そこそこの対策という失礼ですが、それなりの対策で1978年と同じ位の被害にあった。四丁目は何もほとんどせずに、今回こういう被害にあった、ということで、ちゃんと対策をしたら、被害が防げるんだと

いう話も一応、同時にちゃんとしていかなければならないと思います。

委員 : たぶんに、我々専門家の間では、まあ、正直いって、ゼロリスクというのはあり得ないのは常識で、それを前提にして話しているんですけども、その辺のところから、きちんと説明して、できるだけ分かりやすく、それこそ、リスクコミュニケーション、専門的な言い方でいうとリスクコミュニケーションのあり方、どうやって専門的知識がない方にもいろんな状況を分かってもらうかですね、その辺のところを、つくづくしっかりしなければいけないと思います。

その辺のところが無いと、結局、ものすごい大変な事業を仙台市の職員が、いまやっているわけです。ほとんど健康を害するほど、頑張りながら、ただし、その努力を認めてもらうためには、しっかりと住民の方に伝える手段を持たないといけないんだろうというふうなことです。

従来から言われているんですが、日本の行政は、その辺がまったく出来ていない。それはたぶん、そうなんだろうなと思います。

こういった大震災を経験したわけなんで、それをいかにして分かりやすく伝えていくかを、今後の事業のターゲットのひとつにしなければいけないと思います。

実際に業務をやっている、身体が疲れきったところで、リスクコミュニケーションという、それは先生の思いつきであって、わたしら、そんなことができないという話にすぐなってしまうがちですが、仙台市が一生懸命やっていることを理解してもらうためには、そういった時間も努力もしなければいけないと思います。

委員 : リスク対策とリスクコミュニケーションがまず、あって、それに対してリスクを保持する。何もせずに保持する。リスクの対策を打つ。リスクを提言する。もうひとつ、リスクを転嫁するという保険の話が、この移転問題に対してどういうふうに関係してくるのかという辺り、仙台市全体として考えていかなければならない。

1978年の宮城県沖地震の教訓として、以前から言われているのですが、よく講演でわたしが話しているんですが、当時の宮城県知事の山本壮一郎知事が、地震保険、実情に見合った地震保険のあり方というのを国に提示すべきだと言っている。

それは、昔から言われていたことですが。今回も地震保険、言葉は出ているけれど、はたして、実情にあったものがこの震災で提示できるのか、これは宅地被害にからんで、こういう問題と言える気がしているもんですから。

ちょっとキーワードとして、皆さん、検討する必要があるのではないかと思います、発言する次第です。

委員 : そうですね、地震保険の充実っていうのは、いろんなところで言われているわけですが、いまだに、たぶん、具体的な動きって、国の方でも出ていないだろうという気がします。

可能であれば、大きな被災を受けた仙台市あたりから、資料をまとめて、データを取った、それに基づいてこうあるべきという提言ができれば、これは後世に残ると言ったら変ですが、非常に良い仕事を仙台市がしたという世の中に認められるのが間違いないだろうなと思います。

いまのところ、とにかく事業を進めるのが精一杯で、もう少し時間をくださいというのが本音だろうと思いますが、いまのようなことも踏まえて、どんどん集まってくるデータを逸散することなく、しっかりと留めてそういう方面で、我々“学”の方も何らかのお手伝いができるかもしれませんので、ここにいる先生に限らずですね、いろんなところでお手伝いできるかもしれませんので、その辺の方もよろしくご検討をお願いします。

事務局 : 一補足ですが、事務局からですが、いまの地震保険制度につきましては、実は今回、国への要望の中にも、うちの方の素案という形で入れさせていただいて、それを検討をお願いしているところでございます。

また、拡充制度の要望も方もありますが、そういった内容もいま、考えているところでございます。

委員 : はい、ありがとうございます。

その他、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員 : それではですね、なければ、すみません。わたし、さっき、読み上げていてですね、実はわたし自身が気にいらないうところが多々、あります。

主旨は変わらないですけども、ちょっと文言とか、わたし自身は長い文章が嫌いなので、学生には30字あったら切れと教えているのですが、どう考えても30字を超える分かりにくい文があつて、申し訳ありませんが、主旨は変えません。

あと、事務局から委員の方には、最終的なものとして、こういうものになりましたと、報告させていただきますけれども、最終的な文言体裁等については、申し訳ありません。会長に一任いただいて、後日、それを確認していただくという手続きで、もう少し、良いものを残したいと思いますが、よろ

しゅうございますか。

勝手なお願いです。ちょっと、このままでは、これを学生が読んだ時に、学生を指導できない状況に陥りますので、もう少し、学生にも見せられるような分かりやすい文章にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員 : それでは、次第に(2)として、その他とありますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 : 先ほど、お話ししましたが、新しい委員の新しい名簿ですが、このあと配らせていただきたいということと、あとですね、基本的にはそれだけです。

委員 : どうしますか。いま配りますか。それとも終了してから、お配りいただきますか。どっちにしよう。

事務局 : 終了してから、配らせてください。

委員 : これで終了ですけれど。すぐ、帰っていただくことなく、名簿を受け取っていただくことですね。

それでは、本日の審議、ありがとうございました。これを基にしまして、迅速に、かつ適切に事業を進めていくことを仙台市にお願いいたしまして、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

— 宅地保全審議会閉会 —

終了